76 ≦ i ≦ 90 のとき　1.068
91 ≦ i ≦ 105 のとき　1.000
106 ≦ i ≦ 120 のとき　0.950
121 ≦ i ≦ 135 のとき　0.928
136 ≦ i ≦ 150 のとき　0.894
151 ≦ i ≦ 180 のとき　0.844
181 ≦ i ≦ 210 のとき　0.808
211 ≦ i ≦ 240 のとき　0.781
241 ≦ i ≦ 270 のとき　0.760
271 ≦ i ≦ 300 のとき　0.743
301 ≦ i のとき　0.692

n　利用定員の最大値

C　地域区分が 100 分の 20 地域の市町村にあつては 1.104、100 分の 16 地域の市町村にあつては 1.074、100 分の 15 地域の市町村にあつては 1.067、100 分の 12 地域の市町村にあつては 1.044、100 分の 10 地域の市町村にあつては 1.030、100 分の 6 地域の市町村にあつては 1.000、100 分の 3 地域の市町村にあつては 0.978、その他地域の市町村にあつては 0.955 とする。

D　冷暖房費加算区分が 1 級地の市町村にあつては 0.028、2 級地の市町村にあつては 0.024、3 級地の市町村にあつては 0.024、4 級地の市町村にあつては 0.018、その他地域の市町村にあつては 0.000 とする。

5　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅰは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 1 を加えた率とする。

算式

｛（A ／ 0.280）× 0.084 ＋ 0.916 － 1.000｝× B × C

A ／ 0.280 が 1.000 を下回る場合は 1.000 とする。

［略］

6　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅱは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 8.33）

算式の符号

［略］

B　合併関係市町村（新市町村の市町村役場及び地方自治法第 252 条の 20 に規定する区の事務所（以下「区役所」という。）が所在する合併関係市町村を除く。以下この条において同じ。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

6.1 × a × b × c

b が 3.340 を超えるときは 3.340 とする。

76 ≦ i ≦ 90 のとき　1.069
91 ≦ i ≦ 105 のとき　1.000
106 ≦ i ≦ 120 のとき　0.950
121 ≦ i ≦ 135 のとき　0.928
136 ≦ i ≦ 150 のとき　0.895
151 ≦ i ≦ 180 のとき　0.845
181 ≦ i ≦ 210 のとき　0.808
211 ≦ i ≦ 240 のとき　0.781
241 ≦ i ≦ 270 のとき　0.760
271 ≦ i ≦ 300 のとき　0.743
301 ≦ i のとき　0.692

n　利用定員の最大値

C　地域区分が 100 分の 20 地域の市町村にあつては 1.104、100 分の 16 地域の市町村にあつては 1.074、100 分の 15 地域の市町村にあつては 1.067、100 分の 12 地域の市町村にあつては 1.044、100 分の 10 地域の市町村にあつては 1.030、100 分の 6 地域の市町村にあつては 1.000、100 分の 3 地域の市町村にあつては 0.978、その他地域の市町村にあつては 0.956 とする。

D　冷暖房費加算区分が 1 級地の市町村にあつては 0.028、2 級地の市町村にあつては 0.025、3 級地の市町村にあつては 0.025、4 級地の市町村にあつては 0.019、その他地域の市町村にあつては 0.000 とする。

5　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅰは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 1 を加えた率とする。

算式

｛（A ／ 0.280）× 0.090 ＋ 0.910 － 1.000｝× B × C

A ／ 0.280 が 1.000 を下回る場合は 1.000 とする。

［同左］

6　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅱは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 8.31）

算式の符号

［同左］

B　合併関係市町村（新市町村の市町村役場及び地方自治法第 252 条の 20 に規定する区の事務所（以下「区役所」という。）が所在する合併関係市町村を除く。以下この条において同じ。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

6.1 × a × b × c

b が 3.340 を超えるときは 3.340 とする。